平成２７年（フ）第３８４号
奈良市東九条町787番地　２―301
債務者　平野　龍馬
1　決定年月日時　平成28年２月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第３２号
奈良市八条１丁目809番地の６
債務者　杉浦　弘明
1　決定年月日時　平成28年２月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第３４号
広島市安佐北区亀山西１丁目14番22号
債務者　大場　隆之
1　決定年月日時　平成28年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１９号
福岡県久留米市白山町399番地３
債務者　吉田　千鶴
1　決定年月日時　平成28年２月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第６５号
熊本市北区池田３丁目８番58号
債務者　浦田眞由美
1　決定年月日時　平成28年２月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第３号
鹿児島県奄美市名瀬大字仲勝665番地８
７―201号
債務者　林　かおり
1　決定年月日時　平成28年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２８年（フ）第４号
鹿児島県奄美市名瀬大字仲勝665番地８
７―201号
債務者　林　　利幸
1　決定年月日時　平成28年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２８年（フ）第９号
北海道苫小牧市元中野町３丁目９番21号　レインボーハウス元中野Ｎｏ．18　103号
債務者　筆安　大吾（旧姓佐野）
1　決定年月日時　平成28年２月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第１５号
北海道苫小牧市日新町５丁目６番16号Ａ
債務者　葛西　千晶（旧姓石動）
1　決定年月日時　平成28年２月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第１２号
岐阜県加茂郡白川町坂ノ東5653番地３、前住所岐阜県各務原市鵜沼東町２丁目176番地
債務者　フジカラープラザフォト・ウェイこと
土屋二三四
1　決定年月日時　平成28年２月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２７年（フ）第２６１号
三重県四日市市大字末永1059番地１　プロミネント四日市111
債務者　各務　真里
1　決定年月日時　平成28年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第２２号
三重県いなべ市員弁町楚原644番地８
債務者　白野　立也
1　決定年月日時　平成28年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第９５号
京都市左京区大原野村町511番地　ケアハウスやまびこ236号
債務者　川村　道子
1　決定年月日時　平成28年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１２７号
京都府向日市物集女町中条９番地の３　グランパレス205号室
債務者　大塚亜紀子
1　決定年月日時　平成28年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１５７号
京都市山科区竹鼻竹ノ街道町52番地　ルミナス401
債務者　田邊　　彰
1　決定年月日時　平成28年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１５８号
京都市左京区八瀬近衛町625番地　ベルクハウス102、前住所京都市左京区一乗寺地蔵本町11番地
債務者　津幡　道雄
1　決定年月日時　平成28年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１５９号
京都市左京区八瀬近衛町625番地　ベルクハウス102、前住所京都市左京区一乗寺地蔵本町11番地
債務者　津幡百合子
1　決定年月日時　平成28年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係